告示

○総務省告示第三百九十八号

地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第三条第三項の規定に基づき、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその横記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第１章　地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解	第１章　地方独立行政法人（公営企業型を除く）に適用される会計基準及び注解
第１節　一般原則	第１節　一般原則
第２節　概念	第２節　概念
第３節　認識及び測定	第３節　認識及び測定
第４節　財務諸表の体系	第４節　財務諸表の体系
第５節　貸借対照表	第５節　貸借対照表
第６節　損益計算書	第６節　損益計算書
第７節　キャッシュ・フロー計算書	第７節　キャッシュ・フロー計算書
第８節　利益の処分又は損失の処理に関する書類	第８節　利益の処分又は損失の処理に関する書類
第９節　行政サービス実施コスト計算書	第９節　行政サービス実施コスト計算書
第10節　附属明細書及び注記	第10節　附属明細書及び注記
第11節　地方独立行政法人固有の会計処理	第11節　地方独立行政法人固有の会計処理
第12節　区分経理の会計処理	第12節　連結財務諸表
第13節　設立団体の数の変更に伴う会計処理	第13節　合併に関する会計処理
第14節　連結財務諸表	
第15節　合併に関する会計処理	
第２章　公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解	第２章　公営企業型地方独立行政法人に適用される会計基準及び注解
第１節　一般原則	第１節　一般原則
第２節　概念	第２節　概念
第３節　認識及び測定	第３節　認識及び測定
第４節　財務諸表の体系	第４節　財務諸表の体系
第５節　貸借対照表	第５節　貸借対照表
第６節　損益計算書	第６節　損益計算書
第７節　キャッシュ・フロー計算書	第７節　キャッシュ・フロー計算書
第８節　利益の処分又は損失の処理に関する書類	第８節　利益の処分又は損失の処理に関する書類
第９節　行政サービス実施コスト計算書	第９節　行政サービス実施コスト計算書
第10節　附属明細書及び注記	第10節　附属明細書及び注記